

補助金算定基準表

重点区域整備助成補助金算定基準表

工事種類		補助条件（施行基準）	補助対象基本額	見積 審査	補助率	限度額
工種	項目・仕様					
建築工事	空き家住宅等の除去	1 公道から見える建物であること。 2 長期に渡って使用されず、外観の劣化が良好な景観の阻害要素となっていること。	1 除去工事費 実績額	○	5分の4	3,200,000円  (建築工事、外構工事及びその他の合算額)
	外壁塗装	1 色彩は、「白、黄土色（アイボリー系）、又は茶系統」またはその他の自然素材が持つ色とする。なお、現行の色彩が忍野村景観計画で規定する景観形成基準を満たしている場合は、補助対象外とする。 2 景観形成重点区域における「景観重要建造物等伝統的様式の建造物周辺の建築物」は、補助対象を「当該建造物と共通性のある色彩を基調」としたものとする。 3 外壁材は、自然素材を利用した漆喰や珪藻土をはじめとした塗り壁や、吹付仕上げを施されたもの、木質系サイディング等、和風建築と調和するものが望ましい。	1 塗装工事費 実績額	○	5分の4	
	屋外設備移設・修景	1 公道から視認可能な設備であること。 2 移設する場合は公道から見えない場所へ設置すること。 3 修景する場合は木材や植栽等の自然素材を用いること。 4 設備を移設、修景する際には、ボンベ交換時の手間の増加や設備への悪影響等を十分考慮すること。	1 移設・修景 工事費実績 額	○	5分の4	
	樋、配管塗装・付替	1 公道から視認可能な樋や空調設備の配管等であること。 2 色彩は、外壁や屋根と調和したものとする。ただし、外壁や屋根の色彩が景観形成基準と適合していること。	1 塗装・改修 工事費実績 額	○	5分の4	
	日よけ付替	1 公道から視認可能な日よけであること。 2 色彩は和風建築と調和する色として、建築本体の屋根同様に落ち着いた低明度のこげ茶色の他、藍色、鶯色とする。 3 素材は布などの光沢の少ないものとし、できるだけ自然素材を用いることとする。	1 改修工事費 実績額	○	5分の4	
	開口部塗装・付替	1 色彩は、低明度のこげ茶や黒を主体とし、外壁と調和したものとする。ただし、外壁の色彩が景観形成基準と適合していること。	1 塗装・改修 工事費実績 額	○	5分の4	
	外構工事	塀、柵、垣根新設・改修	1 公道に面して境界に沿って整備される塀、柵、垣根であること。 2 高さは、宅地地盤面を基準に1.8m以下とする。また、道路に対して宅地地盤面が高い場合は、その高低差に応じて高さをできるだけ低くすること。 3 設置位置は道路境界から0.5m以上後退させることとする。ただし、建築物の状況等から、やむを得ず境界から0.5mの範囲内	1 新設・改修 工事費実績 額(既存プロ ック塀等撤 去含む)	○	

		<p>に設置しなければならない場合はこの限りではない。</p> <p>4 素材は、石や木材、竹などの自然素材を用いたものとする。</p> <p>5 忍野らしい良好な近隣関係を維持できるよう閉鎖的な意匠とならないように配慮すること。</p>			
	門新設・改修	<p>1 公道に面した門であること。</p> <p>2 門を設ける場合は、生垣や塀などの連続した面の中に間口を確保する形とする。</p> <p>3 素材は石や木材、竹などの自然素材を用いたものとする。</p>	<p>1 新設・改修 工事費実績額</p>	○	5分の4
	擁壁改修	<p>1 公道に面した、既存のコンクリート擁壁であること。</p> <p>2 自然石を用いた石積み擁壁とすること。</p> <p>3 設置位置は道路境界から0.5m以上後退させることとする。ただし、建築物の状況等から、やむを得ず境界から0.5mの範囲内に設置しなければならない場合はこの限りではない。</p>	<p>1 改修工事費 実績額</p>	○	5分の4
	沿道の緑化新設	<p>1 生垣以外の植栽によって、公道に面する、5m以上の連続した緑を構成すること。</p> <p>2 植栽位置は道路境界から0.5m以上2.5m以内とする。ただし、建築物の状況等から、やむを得ず境界から0.5mの範囲内に設置しなければならない場合はこの限りではない。</p> <p>3 1か所あたり高木（植栽時H=3.0m以上で、4m以上に育つ見込みのもの）、中木（植栽時H=1.5m以上で、2m以上に育つ見込みのもの）をそれぞれ1本以上、道路から見えるように植栽すること。</p> <p>4 既存の植栽に追加する場合も補助対象とする。</p> <p>5 樹種は地域の気候に適した在来種とする。</p>	<p>1 工事費実績額（既存ブロック塀撤去含む）</p>	○	5分の4
その他	屋外広告物等更新・改修	<p>1 更新（撤去後、同位置もしくはより望ましい箇所への新設）および改修を補助対象とし、新設については補助対象外とする。</p> <p>2 更新の場合はサイン計画に定める、「助成の前提となる屋外広告物の制限の基準」共通基準及び個別基準の全てに準拠すること。</p> <p>3 改修の場合は「山梨県屋外広告物条例」第一種許可地域に係る許可基準および、サイン計画に定める、「助成の前提となる屋外広告物の制限の基準」共通基準・第二項素材及び色彩・二及び三、第三項表示する内容に準拠すること。</p>	<p>1 撤去および新設工事費 実績額（更新の場合）</p> <p>2 改修工事費 実績額（改修の場合）</p>	○	5分の4
	自動販売機塗装・修景	<p>1 公道から見える場所に設置されている自動販売機であること。</p> <p>2 塗装する場合は、色彩を落ち着いた低明度のこげ茶色とする。</p> <p>3 修景する場合は、できるかぎり木材等の自然素材を用いることとする。</p>	<p>1 塗装・修景 工事費実績額</p>	○	5分の4